

仕様書

1 業務の内容

香川県庁及び高松市内所在の香川県出先機関6箇所（別紙）において使用する自動車等に対し、受注者の有する施設内等において3に掲げる自動車等燃料を供給する業務（以下「本業務」という。）。

2 納入期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

3 品名等

品名及び規格等は、次表に掲げるとおりとする。

なお、予定数量は給油数量を保証するものではなく、予定数量（台数）が増減しても異議を申し立てないものとする。

品名	規格	予定見込数量
ハイオクガソリン	J I S K2202-1号	1,300 リットル
レギュラーガソリン	J I S K2202-2号	38,700 リットル
軽油	J I S K2204-1号	1,200 リットル
潤滑油（エンジンオイル）	ガソリン車用 S P 級 5W-30 以上	10 リットル
潤滑油（エンジンオイル）	ハイブリッド車用 S P 級 0W-20 以上	10 リットル

4 納入場所等

- （1）受注者の給油所（セルフ給油所を含む。）が、香川県庁（高松市番町4-1-10 所在）からの直線距離で1.5km以内にあり、かつ自社の他の給油所（高松市内（塩江町除く））においても給油できること。
- （2）本業務は納入業者決定後、別途交付する車両番号表により、対象車両を確認し給油することとし、カード等（カード等は無償とする。）により車両別に給油状況を把握できる体制を整えること。
- （3）使用車両等に追加、変更等が生じた場合は、速やかに対応が可能であること。
- （4）納品後（給油の終了等）、給油所で出力する納品書を県職員に交付すること。

5 契約方法

本契約は、ガソリン・軽油及び潤滑油について1リットル当たりの単価契約とする。

なお、ガソリン及び潤滑油の契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、軽油の契約単価には消費税、地方消費税及び軽油引取税を含むものとする。

落札者との契約は、商品毎に入札単価に消費税及び地方消費税を乗じ、小数点第3位以下の端数を切り捨て算出した金額を契約単価とする。

契約単価は、自社の他の給油所において給油した場合も同一単価とする。

また、県外における給油についても、本契約を基に受注者は香川県に提供するものとし、その詳細については、落札業者決定後から当該契約締結までに香川県と受注者の協議によりその内容を決定するものとする。

6 請求方法

請求に当たっては、月毎に、車両別に区分した納入明細書（納入日、納入品名、納入数量及び給油所等を記載すること。）を当該月の翌月に香川県知事あてに提出する。

請求金額は、1品目毎の契約単価に1か月分の納入数量を乗じて得た額を合計した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

7 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務終了後においても同様とする。

8 担当者

香川県総務部総務事務集中課
物品調達グループ 三好
電話番号 087-832-3631

9 その他

- （1）入札書に記載する金額は、単価に予定数量を乗じた総額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載する。軽油については、軽油引取税を含む。
- （2）本入札はかがわ電子入札システムにより入札を行う。
- （3）ガソリン及び軽油の単価については、経済産業省資源エネルギー庁が発表する石油製品価格調査の給油所小売価格調査（ガソリン、軽油）において、「当該契約入札開始日直前の週次調査（発表日）」と「毎月 25 日直前の週次調査（発表日）（以下「週次調査」という。）」（変更契約を行っている場合は、変更契約時適用週次調査と週次調査）とを比較して、石油製品小売市況調査（香川）で2円以上の値上げ（値下げ）があった場合、その差額分を上限に、単価改定について双方協議のうえ原則として契約単価を改定するものとする。
- （4）その他の特別な事由が生じたときは、双方協議のうえ契約単価を改定できるものとする。
- （5）仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。